

報道機関各位

平成18年9月29日

日本赤十字社企画広報室

10月1日から

## 献血者健康被害救済制度がはじまります

日本赤十字社では厚生労働省にて策定された「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」に基づき、本年10月1日以降における献血時の採血によって生じた健康被害については、一定額の補償をする新たな救済制度を実施することになりましたので、お知らせいたします。

日本赤十字社では、ガイドラインを踏まえ善意の献血者が安心して献血できるように、万一、健康被害にあった場合の補償については公平性、透明性、迅速性に配慮し、制度の適正な運用を図ることにしています。

なお、制度概要は別紙をご覧ください。

### 【問い合わせ】

日本赤十字社 血液事業本部 経営企画課（訟務） 碓井、臼田

電話：03（3437）7507 FAX：03（3459）1560

## 献血者健康被害救済制度概要

### I 献血者の健康被害の救済

献血による輸血用血液製剤や血漿分画製剤を必要としている患者さんにとって、献血者からの大切な贈り物です。採血による献血者の健康被害は、軽微なものも含めると総献血件数の約1%（5～6万件/年）に発生しており、そのうち医療機関に受診する健康被害は、総献血者件数の0.014%（700～800件/年）あります。

こうした献血者の健康被害に伴って生じた医療費等の費用については、従来、日本赤十字社が民間保険等を利用して支払ってきましたが、その運用については、より透明性、公平性を高めるべきであるとの指摘もなされていたところです。

万が一採血によって健康被害を生じた場合、公平性、透明性及び迅速性に配慮した救済の体制が整備されることは、献血者が安心して献血に参加できる環境を整える観点から非常に重要であるため、献血者健康被害救済制度が設けられました。

### II 献血者の健康被害救済制度の仕組み

